



## 事務所便り 5月号

令和2年5月20日

いつもお世話になっております。  
風薫る五月になりました。  
爽やかな風に身の心もリフレッシュできる季節ですね。



### 64歳以上も雇用保険料徴収

#### ◇令和2年4月より被保険者全員から徴収

平成29年(2017年)1月1日より65歳以上の労働者も「週の所定労働時間が20時間以上」「31日以上雇用見込みがある場合」は雇用保険適用対象となっていました。しかし、令和2年(2020年)4月よりすべての雇用保険加入者から徴収、納付が必要となりました。

今までは保険料については経過措置が取られていました。その年度の4月1日に満64歳以上の雇用保険被保険者は雇用保険料が免除され、令和元年度までは保険年度の途中で65歳になる高年齢労働者(4月1日で満64歳以上の方)の保険料が免除されていました。

給与からの徴収を具体的な例でみると15日締め当月25日払い→4月25日支給(本年は土曜日にかかり前日の4月24日支給)から末締め翌月25日払い→5月25日の支給から雇用保険料控除となります。

今まで免除となっていた高年齢従業員には4月分より雇用保険料が徴収されることを事前に通知しておくのが良いでしょう。

#### ◇労働保険料年度更新はどのようになる?

新年度になりますと労働保険料の年度更新の申告がありますが、平成31年度(令和元年度)分は今まで通り雇用保険の被保険者の賃金総額から高年齢者の賃金総額を控除して確定の雇用保険料を算出します。令和2年度の概算申告では雇用保険加入要件を満たす全従業員分の賃金総額から雇用保険料を算出します。

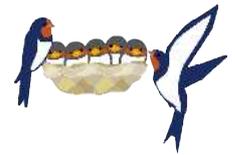
#### ◇高年齢労働者の失業給付は?

高年齢労働者も雇用保険料を徴収されるようになりますが、失業した場合は若年者と同じように勤続期間に応じた給付日数が設定されている所定給付日数が受給できるということではなく、従来通り65歳以上で離職された場合は30日分か、50日分の高年齢者求職者給付金という一時金となります。この一時金は年金と併給可能です。

65歳以上で新たに勤務して、加入要件を満たしている方は加入期間6か月以上あれば受給要件を満たします。まだ手続きをしていない場合は被保険者資格取得届の手続きをしましょう。



# 生産性革命推進事業の特例措置



## 中小企業向け経産省令和2年度補正予算

### ◇生産性革命推進事業とは

令和元年度の補正で予算措置された事業で、いわゆる「ものづくり補助金」「小規模事業者持続化補助金」「IT導入補助金」を指し、総額 3,600 億円の予算がついています。今回の新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるため、令和2年度の補正予算として特別枠を設け、新たに 700 億円が追加される見込みです。

### ◇影響を受けた事業者への特例措置

特例措置は下記の3点です。

#### (1)特別枠で優遇されます

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者への支援内容を拡充します。

#### (2)申請要件が緩和されます

ものづくり補助において、付加価値額や給与支給総額、事業場内最低賃金といった事業計画内の目標値の達成時期が1年間猶予されます。

#### (3)遡及適用されます

交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象となります。

### ◇各補助事業の拡充の内容

#### (1)ものづくり補助金

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等の支援について、補助率が 1/2 から 2/3 へ引き上げとなる予定です。

#### (2)小規模事業者持続化補助金

小規模事業者等が感染症の影響を乗り越えるために、経営計画を策定して取り組む販路拡大等の取り組みについて、補助上限が 50 万円から 100 万円へ引き上げとなる予定です。

#### (3)IT導入補助金

中小企業等が感染症の影響を乗り越えるための、ハードウェア（PC、タブレット端末等）のレンタルも含めた IT ツール導入について、補助率が 1/2 から 2/3 へ引き上げとなる予定です。

※令和2年度の補正予算の成立を前提としています。事業内容は変更される場合があります。事業の詳細は決定次第、経済産業省の HP で公表されます。

田坂税理士事務所

<http://www.tasaka-tax.com/>

## ～人生の役に立たない雑学 vol.85～

